

## 福岡市子育て世帯住替え助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯が行う、民間賃貸住宅への住替えや既存住宅購入に係る初期費用の一部を助成することにより、子育てしやすい居住環境づくりの促進と経済的な負担を緩和するとともに、空き家の有効活用や既存住宅の流通促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 申請者若しくはその配偶者が扶養義務者（民法（昭和29年法律第89号）第877条に定める者をいう）として扶養する、住替え後の住宅への入居時点で18歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある者（以下「子ども」という。）がいる世帯又は妊娠している者がいる世帯をいう。
- (2) 親世帯 申請者又はその配偶者のどちらかの親が含まれる世帯をいう。
- (3) 同居 子育て世帯と親世帯が同一住所に居住することをいう。
- (4) 近居 子育て世帯と親世帯の住居が同一小学校区又は隣接小学校区であり、両世帯の直線距離が1.2km以内となることをいう。
- (5) 多子世帯 子ども（妊娠している者の子どもを含む）が3人以上いる世帯をいう。
- (6) 被保護者等 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者をいう。
- (7) 所得 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に定める収入をいう。
- (8) 既存住宅 新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものであって、建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの）以外をいう。

### (助成対象者)

第3条 この要綱に基づく、助成金の交付の対象者（以下「助成対象者」という。）は

公募により募集する。

(子育て世帯が単独で住み替える場合)

第4条 子育て世帯が単独で住み替える場合で、次の各号のいずれにも該当する場合は、子育て世帯の住替えにかかる経費について助成の対象とする。

- (1) 子ども又は妊娠している者がいる世帯。
- (2) 転居前の住宅において、解約月(第9条第1項に規定する認定申請を行った場合には、その認定申請を行った日(以下「認定申請日」という。)が属する月をいう。)以前の6か月の間に家賃の未払いがないこと。
- (3) 別表1の左欄に掲げる住宅から、福岡市内の同表の右欄に掲げる住宅に転居すること。
- (4) 第12条第1項に規定する交付申請を行った日(以下「交付申請日」という。)(第9条第1項に規定する認定申請を行った場合には、認定申請日)の前年(交付申請日又は認定申請日において、前年における所得が確定していない場合は前々年)における世帯の所得が25万9千円以下であること(所得に変動がある場合など、その額をその者の所得金額とすることが著しく不相当である世帯においては、市長が認定した額によるものとする。)。ただし、別表2に示す、「市街化調整区域など農山漁村地域における優先して活性化に取り組む地域と取組みの方向性について(平成28年3月31日付総企第409号)」により指定された地域(以下「重点地域(校区)」という。)へ住替えする場合は、この限りでない。
- (5) 世帯員全員が、転居前の居住地における市税等に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないこと。
- (6) 世帯員全員が、被保護者等でないこと。
- (7) 世帯員全員が、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 過去に本要綱に基づく助成金を受けていないこと。ただし、世帯人数の増減や、日常生活に身体の機能上の制限を受けることになる加齢、病気等、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- (9) 本要綱に基づく助成金の申請と同時に、福岡市高齢者世帯住替え助成金交付要綱又は福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅住替え支援事業助成金交付要綱に基づく助成金を申請していないこと。
- (10) 転居後の住宅が次のいずれにも該当すること。
  - ア 別表3に示す面積以上の専用面積を有する住宅であること。
  - イ 転居後の民間賃貸住宅の家賃(共益費、管理費及び水光熱費等を除く額をい

う。)が、以下の表に定める金額以下であること。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人以上
家賃	7万円	7万5千円	8万円	8万5千円	9万円

ウ 昭和56年6月1日以降に建築され、新耐震基準を満たす住宅であること。ただし、耐震改修工事を実施している場合又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている場合については、この限りでない。

(同居の場合)

第5条 親世帯との同居(転居前において同居している場合も含む。)に伴い子ども世帯が住み替える場合で、次の各号のいずれにも該当する場合は、子育て世帯の住替えにかかる経費について助成対象とする。

- (1) 子育て世帯が前条第1号から第3号まで及び第5号から第10号までに該当すること。
- (2) 同居(転居前において同居している場合も含む。)のために住替えをする子育て世帯においては、同居をする子育て世帯、親世帯を合わせた所得が、前条第4号に該当すること。
- (3) 同居をする親世帯との親子関係を証明すること。

(近居の場合)

第6条 親世帯との近居に伴い子ども世帯が住み替える場合で、次の各号のいずれにも該当する場合は、子育て世帯の住替えにかかる経費について助成対象とする。

- (1) 子育て世帯が第4条各号に該当すること。
- (2) 近居する親世帯との親子関係を証明すること。

(助成対象経費)

第7条 助成の対象とする経費は、子育て世帯が転居又は既存住宅購入のために事業者を支払った費用で、別表4に定めるものとする。

(助成金の額)

第8条 助成金の額は、助成対象経費の合計額(消費税及び地方消費税の額を含む。)に2分の1を乗じて得た額とし、15万円を限度とする。

- 2 住替えにあたり、立退き料等の支払いを受けた場合には、助成対象経費の合計額から当該金額を差し引いて算定するものとする。
- 3 助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 4 同居又は近居するために住替えをした子育て世帯の助成金の上限額は、第1項の

限度額に5万円を加えた額とする。

- 5 多子世帯の助成金の上限額は、第1項の助成金の限度額に5万円を加えた額とする。

(助成対象者の認定申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする者は、転居を予定している日の3か月前から1か月前までの期間において、第4条から第6条までに規定する助成対象者の要件に適合しているか確認するため、福岡市子育て世帯住替え助成金助成対象者認定申請書兼同意書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その認定を受けることができる。

- (1) 世帯全員の住民票の写し(世帯主との続柄が記載され、認定申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)
  - (2) 市税等に係る徴収金に滞納がないことの証明書(認定申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)
  - (3) 認定申請日の前年(前年における所得が確定していない場合は前々年)における世帯全員の所得が分かる書類(所得証明書、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し又は市民税・県民税(税額決定・納税)通知書・課税明細書の写し等)ただし、別表2に示す重点地域(校区)へ住替えする場合は、この限りでない。
  - (4) 転居予定前の住宅の賃貸借契約書の写し(賃貸借契約書を紛失した場合等は、賃貸住宅証明書(転居前の住宅用)(様式第9号))
  - (5) 転居予定前の住宅の家賃の支払い状況が分かる書類(家賃の領収書、家賃帳、家賃引落とし、振込用の通帳の写し、又は家賃未払いがないことの証明書(転居前の住宅)(様式第10号)等)
  - (6) 同居、近居をする場合は親子関係を証明する書類
  - (7) 妊娠している者がいる世帯の場合は、該当する子どもの母子手帳
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号から第3号までに掲げる書類については、転居予定前(第3号については、申請日の属する年の1月1日)に福岡市内に居住している申請者が、様式第1号の同意欄に署名又は記名押印した場合には、省略することができる。

(助成対象者の認定)

第10条 市長は、前条の規定による認定の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、第4条から第6条までに規定する要件のいずれにも該当するときは、助成対象者であることを認定し、福岡市子育て世帯住替え助成金助成対象者認定通知書(様式第2号)により当該申請をした者へ通知するものとする。

- 2 前項に規定する審査により、助成対象者として認定することが不相当と認められたときは、福岡市子育て世帯住替え助成金助成対象者認定申請却下通知書（様式第3号）により当該申請をした者へ通知するものとする。

（助成対象者の認定の取消し）

第11条 市長は、前条第1項により助成対象者の認定を受けた者（以下「助成対象認定者」という。）が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者の認定を取り消すことができる。

- （1）助成対象認定者が、転居を取りやめたとき。
- （2）偽りその他不正な手段により助成対象者の認定を受けたとき。
- （3）第4条第7号に規定するものに該当することが判明したとき。
- （4）市長の指示に従わないとき。

- 2 市長は、前項の規定による認定を取消したときは、その旨を福岡市子育て世帯住替え助成金助成対象者認定取消通知書（様式第4号）により当該助成対象認定者へ通知しなければならない。

（助成金の交付申請等）

第12条 助成金の交付を受けようとする者は、転居日から起算して5か月以内に、福岡市子育て世帯住替え助成金交付申請書兼同意書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）世帯全員の住民票の写し（世帯主との続柄が記載され、転居後の住所に変更済みのものに限る。）
- （2）転居前の居住地における市税等に係る徴収金に滞納がないことの証明書（交付申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
- （3）交付申請日の前年（前年における所得が確定していない場合は前々年）における世帯全員の所得が分かる書類（所得証明書、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し又は市民税・県民税（税額決定・納税）通知書・課税明細書の写し等）ただし、別表2に示す重点地域（校区）へ住替えする場合は、この限りではない。
- （4）転居前の住宅の賃貸借契約書の写し（転居前の住宅の賃貸借契約書を紛失した場合等は、賃貸住宅証明書（転居前の住宅用）（様式第9号））及び転居後の住宅の賃貸借契約書の写し（ただし、転居後が既存住宅の場合は、売買契約書の写し又は売買契約の状況を証する書類）
- （5）転居後の住宅の面積及び竣工年月日が分かる書類又は住宅の面積及び竣工年月日を証する書類
- （6）転居前の住宅の家賃の支払い状況が分かる書類（家賃の領収書、家賃帳、家

賃引落とし、振込用の通帳の写し、又は家賃未払いがないことの証明書（転居前の住宅）（様式第10号）等）

- (7) 助成対象経費の内訳及び支払いを確認できる書類（見積書及び領収書並びに振込書又は通帳の写し等）
  - (8) 立退き料等の支払いを受けた場合には、立退きに係る通知書（立退き料の金額の記載があるもの）又は立退きを証する書類
  - (9) 同居、近居をする場合は親子関係を証明する書類
  - (10) 妊娠している者がいる世帯の場合は、該当する子どもの母子手帳
  - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号から第3号までに掲げる書類については、申請者が様式第1号又は様式第5号の同意欄に署名又は記名押印した場合には、省略することができる。ただし、前項第2号及び第3号は、転居前（第3号については、申請日の属する年の1月1日）において福岡市内に居住していた者に限る。
- 3 助成対象認定者は、第9条第1項の規定による認定の申請を行った際に提出した書類を省略できる。ただし、当該書類の記載内容に変更がない場合に限る。

（助成金の交付の決定等）

第13条 市長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、第4条から第6条までに規定する要件に適合していると認めるときは、予算の範囲内で交付すべき助成金の額を確定して交付を決定し、福岡市子育て世帯住替え助成金交付決定通知書（様式第6号）により当該申請をした者へ通知するものとする。

- 2 前項に規定する審査により、助成金を交付することが不適当と認められたときは、福岡市子育て世帯住替え助成金不交付決定通知書（様式第7号）により当該申請をした者へ通知するものとする。

（助成金の交付の取消し及び返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条第1項第7号に規定するものに該当することが判明したとき。
- (3) 市長の指示に従わないとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、その旨を福岡市子育て世帯住替え助成金交付決定取消通知書（様式第8号）により当該交付決定者へ通知しなければならない。

- 3 交付決定者は、前2項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消された場合において、すでに助成金の交付を受けているときは、当該助成金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

(規定外の事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 対象となる住宅（第4条第3号関係）

転居前の住宅	転居後の住宅
次の各号のいずれかに該当する住宅 (1) 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 (2) 転居する者の勤め先の会社が所有管理又は借り上げている社宅等の住宅 (3) その他、特に市長が転居を必要と認める住宅	次の各号のいずれかに該当する住宅 (1) 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除く。） (2) 申請者又はその配偶者が、所有者から購入した既存住宅

別表2 重点地域（校区）（第4条第4号関係）

行政区	重点地域（校区名）
東区	志賀（志賀島・勝馬）
早良区	脇山・内野（内野・曲淵）
西区	北崎・今津・能古・玄界島（玄界）・小呂島（小呂）

別表3 転居後の住宅の専用面積（第4条第10号関係）

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
住戸専用面積	30 m <sup>2</sup>	40 m <sup>2</sup>	50 m <sup>2</sup>	57 m <sup>2</sup>	66 m <sup>2</sup>

備考

- 6人を超える場合は次の算出式による。  
 住戸専用面積 = (10 m<sup>2</sup> × 世帯人数 + 10 m<sup>2</sup>) × 0.95
- 妊娠中の者は2人とみなす。
- 子どもが10歳未満の場合は、下記の世帯人数により1の算出式による。  
 3歳未満…0.25人  
 3歳以上6歳未満…0.5人  
 6歳以上10歳未満…0.75人  
 ※上記により、世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。
- 同居をする場合は、住替え後に同居する人数で算出する。
- 住戸専用面積は壁心にて算出する。



別表4 助成対象経費（第7条関係）

区分	助成対象経費	助成対象外経費
初期費用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅購入費用</li> <li>・礼金</li> <li>・仲介手数料</li> <li>・火災保険料</li> <li>・家賃債務保証委託料</li> <li>・転居前の住宅にかかる原状回復費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約時に支払う家賃，共益費及び管理費</li> <li>・敷金</li> <li>・鍵交換費用</li> <li>・転居後の住宅の清掃又はクリーニング費用</li> </ul>
引越費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引越し費用（荷造り及び荷解き等のサービス費用及び梱包資材代を含む。）</li> <li>・引越しに伴う附帯サービス料（エアコン等の取り外し及び取り付けなどの電気設備工事に係る費用，不用品の処分費用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引越しに伴う附帯サービス料で左記に定めるもの以外の費用（消毒又はハウスクリーニングに係る費用，公共料金等の名義変更サービス費用，挨拶品の手配に係る費用等）</li> <li>・引っ越しに係る友人等への謝礼金</li> </ul>